
プロジェクト リース

項目 第 151 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 151 回リース会計専門委員会（2024 年 6 月 17 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

単体財務諸表への適用（連結会社相互間のリースにおける借手のリース期間の決定）

2. 事務局提案の親会社が決定する方法は、親会社側の負担が増加し、メリットが限定的であると考え。また、子会社が自ら財務諸表を作成できないことに違和感があるため、子会社が解約不能期間に再リース期間を含めた期間で決定する方法について再度検討いただきたい。その場合のデメリットに関しては、子会社の個別財務諸表又は完全子会社に範囲を限定することや、延長又は解約オプションを含めて借手のリース期間を判断していない残高に関する情報を注記することにより対応可能と考える。
3. 親会社で子会社側の借手のリース期間の判断が難しい場合、子会社側の借手のリース期間は、子会社が延長又は解約オプションを考慮して決定せざるを得ないため、親会社の子会社側の借手のリース期間を決定できる定めを設ける意義は乏しいのではないかと考える。

注記事項（借手のリース期間）

（開示目的を達成するために必要な情報の例示に含めることの検討）

4. 事務局提案に同意する。
5. 借手のリース期間の開示は不要と考える。仮に開示する場合は、借手のリース期間と貸借対照表上の使用権資産との対応関係を明確にしなければ有用な開示とならないため、借手のリース期間を示す情報に関する検討が必要と考える。
6. 固定資産の耐用年数は開示されているのに対して借手のリース期間は開示されないことに関して、それぞれの考え方の違いを確認したい。

7. 定量的情報の例示や定性的情報の例示は財務諸表作成者に開示目的に照らして開示を促す効果があると考えられるのであれば、IFRS 第 16 号に例示がないことのみでは当該例示を行わない理屈としては十分ではないと考える。
8. 我が国において借手のリース期間の開示に関するニーズがあるのであれば、当該例示を含めるべきと考える。含めない場合には IFRS 第 16 号に例示がないという以外の理屈が必要と考える。

(会計上の見積りに関する開示に関する結論の背景への記載に関する検討)

9. 会計上の見積りに関する不確実性がある場合、翌年度の財務諸表に重要な影響がある場合には、企業会計基準第 31 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」に従って開示の判断を行うことは明らかであり、改めて結論の背景に記載する必要性は乏しいと考える。

(本会計基準案等に取り入れなかった注記事項についての結論の背景への記載)

10. 事務局提案に同意する。

「リースに関する会計基準」の文案

11. 本会計基準案第 3 項(3)ただし書きについて、修正案に同意する。
12. 本会計基準案第 3 項(3)ただし書きの「製造又は販売以外を事業とする貸手は」は、本適用指針案第 67 項及び第 68 項と書き方を合わせて取引単位にした方が良いのではないかと考える。
13. 本会計基準案第 3 項(3)ただし書きを加えたことにより、本適用指針案第 14 項及び修文案 BC20-2 項を整合性の観点で見直す必要がないか確認いただきたい。
14. 本会計基準案第 30 項の「リースが置かれている状況からみて借手が再リースする意思が明らかでない場合」の記載を戻したことに同意する。
15. 本会計基準案第 30 項は貸手のリース期間を決定する方法の定めであるため、「貸手のリース期間においては、事実上解約不能と認められるリースも解約不能とみなす」よりも「貸手のリース期間の解約不能期間には、事実上解約不能と認められる期間を含む」とした方が良いと考える。
16. 本会計基準案の修文案 BC15-2 項の製造又は販売以外を事業とする貸手の参照項は適用指針第 67 項(2)に修正が必要と考える。

「リースに関する会計基準の適用指針」の文案

17. 本適用指針案第 67 項及び第 68 項の修正案について同意する。
18. 本適用指針案第 67 項ただし書きに関して、製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリースは総額表示が必要と考えるため、純額表示を許容する例外的な取扱いを残すことに懸念がある。
19. 本適用指針案第 78 項に関して、貸手のリース料は解約不能期間に関するリース料を指すため、「貸手のリース料」は「契約期間に関する賃借料」などに修正した方が良いと考える。
20. 本適用指針案の修正案 BC35-4 項の「IFRS 第 16 号にその開発時点である 2015 年において新品時に 5 千米ドル以下程度の価値の原資産のリースを想定している」はいつ時点の物価水準や為替で考えるのか議論になる可能性があるため、単純に「新品時に 5 千米ドル程度」と記載する方が良いと考える。
21. 本適用指針案の修正案 BC114-2 項に関して、中間的な貸手である製造業者や販売業者はリース開始日に製品又は商品の販売及びメンテナンスに係るサービス収益を計上することを取引の主たる目的としており、当該取引の実態を表す会計処理を行う観点から、企業会計基準第適用指針 16 号第 50 項なお書きを残すことができないのか確認したい。
22. 本適用指針案の修正案 BC128-2 項の記載に関して、本適用指針案第 51 項を適用した場合の債務が他の債務と性質が異なることから関連する債務の情報についても有用性があると考えられるため、現状の記載では関連する債務を示す科目の名称及び金額の開示を求めない理由が明確でないと考える。

以 上